

電力受給に関する基本契約書

〇〇（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の発電設備（建設予定地：〇〇市〇〇。以下「甲の発電設備」という。）で発生する電力の受給に関し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」という。）により、次のとおり基本契約を締結する。

なお、甲と乙とは、準備が整い次第、別途、本契約および再エネ特措法にもとづき、電力受給契約を締結するものとする。

また、本契約の有効期間は、本契約締結日より、甲と乙とが別途締結する電力受給契約が効力を発生する日の前日までとする。

（電力の受給）

第 1 条 甲は、甲の発電設備において発生する電力（定格出力合計〇〇kW）のうち、甲が消費する電力を除いた電力全量を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

（甲の発電設備の運用条件）

第 2 条 甲は、甲の発電設備の給電運用にあたって、甲乙協議して別途定める協定書を遵守するものとする。

（受給開始予定日）

第 3 条 本契約による電力の受給開始予定日は、平成 年 月 日とする。
2 甲および乙は、やむをえない理由によって前項の受給開始予定日を変更する場合は、事前にその理由を明示し、あらかじめ甲乙協議のうえ受給開始予定日を定めるものとする。
3 乙は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によって第 1 項の受給開始予定日が遅延することが予想される場合には、その理由を甲に通知するものとし、あらかじめ甲、乙協議するものとする。

（受給期間）

第 4 条 受給期間は、受給開始日（同日を含む）から〇〇月を経過した直後の検針日の前日までとする。

（受給電力量料金単価）

第 5 条 甲の発電設備による電力の受給電力量料金単価は、〇〇円〇〇銭/kWh に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（銭未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とする。
2 再エネ特措法第 6 条第 4 項の規定にもとづく変更の認定を受けたことにより、甲の発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によるものとする。
3 再エネ特措法第 3 条第 8 項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、改定後の調達価格によるものとする。

（工事費負担金の取扱い）

第 6 条 乙は、甲との電力受給にともない必要となる乙の設備工事費を工事費負担金として甲に請求するものとする。甲は、乙の請求後 30 日以内に乙に支払うものとする。
2 乙は、工事しゅん工後すみやかに工事費を再計算し、第 1 項の工事費負担金を精算するものとする。

（乙の設備の工事）

第 7 条 乙は、第 6 条の工事費負担金の入金を確認した後、乙の設備の工事を開始するものとする。
2 本契約により乙が施設した設備等は、すべて乙の所有とする。

（出力抑制）

第 8 条 甲は、平成 24 年経済産業省令第 46 号第 6 条第 3 号イによる出力抑制に同意するものとする。

（守秘義務）

第 9 条 甲および乙は、事前に相手方の書面による承認を得た場合を除き、本契約の内容を第三者に対して開示しないものとする。

（その他）

第 10 条 受給条件その他電力受給に必要な具体的事項については、甲乙協議のうえ別途締結する再エネ特措法による電力受給契約により定めるものとする。
2 法規制や社会的要因の変化等により、やむを得ず本契約の内容を変更する必要がある場合には、甲と乙は誠意をもって協議を行なうものとする。
3 この契約に定めのない事項あるいは疑義のある事項が生じた場合は、その都度甲と乙は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙おのおのその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）